

広島県土地造成事業管理規程第四号

土地造成事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

土地造成事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程の一部を改正する規程

土地造成事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程（令和四年土地造成事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第三条 常勤の土地造成事業職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務（以下「再任用短時間勤務」という。）の土地造成事業職員の給料表は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> | <p>第三条 常勤の土地造成事業職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務（以下「再任用短時間勤務」という。）の土地造成事業職員の給料表は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> |

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。